

団体だより

女性会

初めての屋外会場にドギマギ

―第25回靴下まつりを開催―

11月6日・7日、第25回チャリティ靴下まつりを商工祭「第18回加古川楽市」の日岡山公園会場内で開催しました。

今年の靴下まつりはコロナ禍での開催を考慮し、従来の加古川プラザホテル内の対面販売会に代えて、屋外の広い会場での開催となりました。場所が違って毎年来て下さる方々が来場いただけるか不安もありましたが、心配されたお天気も両日とも晴天に恵まれ、多くのお客さまにご来場いただき大盛況で終わることができました。

女性会メンバーは、ブラス前でチラシ配布やお客様のご案内などのお手伝いをさせて頂きました。

お客さまから「去年は中止だったので今年開催されるのを楽しみに待ってたのよ」と温かいお言葉をいただきました。感謝と決意を胸に来年の開催に向けて女性会一同精進してまいります。出店企業は両日とも8社

(副会長 長谷川郁子)



想像を超える多くのご来場者

お揃いのエプロンでご案内

「靴下まつり」看板も手作り

印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日にお問い合わせください。(当所会員限定)

●日時 12月22日(水)10時～

●場所 加古川商工会議所 3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課
TEL 079・424・3355

令和4年の年賀交歓会

●日時 令和4年1月4日(火) 午前10時～

●場所 加古川プラザホテル

●参加費 無料(飲食提供なし)

※例年作成しております「参加者名簿(冊子)」の配布はありません。当日参加者のみを記載した「参加者一覧」を配布します。

※会場内の密集を避けるため、一団体あたりの出席者数が最小限となるようご協力お願い致します。

●申込期間 12月9日(木)まで

●お申し込み・お問い合わせ 会員課

TEL 079・424・3355

加古川市資産税課・市民税課からのお知らせ

償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産(固定資産税)は、市内において事業用の償却資産を所有する事業者にかかる税金です。株式会社等の法人事業者、青色申告や白色申告される個人事業者など全ての事業者は、毎年1月1日現在の市内に所有する償却資産の所有状況を1月31日までに申告する必要があります。

●お問い合わせ 加古川市資産税課 償却資産係 (TEL079-427-9168)

法人市民税の申告について

法人市民税は市内において事務所・事業所等を所有する法人等にかかる税金です。法人の規模に応じて決まる均等割と法人税(国税)の額に応じて決まる法人税割があり、納税義務者である法人等は税額を算出して申告し、その申告した税額を納める必要があります。

申告方法等の詳細につきましては加古川市ホームページをご覧ください。

●お問い合わせ 加古川市市民税課 諸税係 (TEL079-427-9161)

会議所からの
おしらせ

インフォメーション